

第7回 船橋市立金杉台中学校・御滝中学校統合準備会

一 次 第 一

日時:令和4年7月1日(金)

午前10時00分から

場所:御滝中学校 3階 コンピュータ室

1. 今年度の統合準備会について

資料1

2. 検討事項

(1) 令和4年度の統合準備会の検討事項について

資料2、資料3

3. その他

船橋市立金杉台中学校・御滝中学校統合準備会設置要綱

(設置の目的)

第1条 金杉台中学校と御滝中学校との統合を円滑に進めるため、船橋市立金杉台中学校・御滝中学校統合準備会（以下「準備会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 準備会は、次に掲げる事項を検討、調整する。

- (1) 船橋市立金杉台中学校・御滝中学校統合準備会内会議設置要綱第2条第1号に掲げる事項のうち、当該会内会議から要請がある事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、目的の達成のために必要な事項

(組織)

第3条 準備会は、次に掲げる者を会員として組織する。

- (1) 金杉台中学校、御滝中学校及び金杉台小学校の校長及び教務主任
- (2) 金杉台中学校、御滝中学校及び金杉台小学校の保護者代表者各2人
- (3) 教育委員会の事務局及び教育機関に置かれる職員で、別表に定める者

2 準備会に会長及び副会長を置く。

3 会長は、会員の互選により定める。

4 会長は、準備会を総括し、これを代表する。

5 副会長は、会長が指名する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 会員が人事異動その他の事由によりその職を離れた場合は、後任の者をもって充てる。

(任期)

第4条 準備会は、所期の目的を達成したとき、又は教育長が指示したときは、解散する。

(準備会の開催等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、準備会を開催し、議事を整理する。

2 会長は、議題に応じて、第3条第1項第3号に掲げる者のうち出席する者を指定することができる。

- 3 会長は、会員以外の関係者の出席及び意見を求めることができる。
- 4 会員は、準備会に出席できない場合、代理の者を出席させることができる。
- 5 会長は、第2条に掲げる事項のうち必要な事項について、関係する会員間での検討、調整を求めることができる。
- 6 会員は、必要に応じて、会員が指揮監督する職員に、第2条に掲げる事項の検討、調整を行わせることができる。
- 7 第3条第1項第2号に掲げる会員は、必要に応じて、会員が属するPTAにおいて、第2条に掲げる事項の検討、調整を行い、その結果を報告するものとする。

(庶務)

第6条 準備会の庶務は、教育総務課において処理する。

(災害補償)

第7条 第3条第1項第2号に掲げる会員の準備会出席に係る事故については、市が加入する船橋市市民活動総合補償制度を適用する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、準備会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月4日から施行する。

別 表

| |
|----------------|
| 教育総務課長 |
| 施設課長 |
| 学務課長 |
| 指導課長 |
| 保健体育課長 |
| 総合教育センター所長 |
| 総合教育センター教育支援室長 |

| 役職 | | 人数 | 肩書 | 氏名 |
|--------|-----|----|-----------------------|--------|
| 金杉台中学校 | 学校 | 2人 | 金杉台中学校 校長 | 今井 弘 |
| | | | 金杉台中学校 教務主任 | 田崎 靖晃 |
| | PTA | 2人 | 金杉台中学校 PTA | |
| | | | 金杉台中学校 PTA | |
| 御滝中学校 | 学校 | 2人 | 御滝中学校 校長 | 掛村 利弘 |
| | | | 御滝中学校 教務主任 | 森田 淳悟 |
| | PTA | 2人 | 御滝中学校 PTA | |
| | | | 御滝中学校 PTA | |
| 金杉台小学校 | 学校 | 2人 | 金杉台小学校 校長 | 目良 昭光 |
| | | | 金杉台小学校 教務主任 | 角谷 政昭 |
| | PTA | 2人 | 金杉台小学校 PTA | |
| | | | 金杉台小学校 PTA | |
| 教育委員会 | | 7人 | 教育委員会 管理部 教育総務課長 | 五十嵐 正樹 |
| | | | 教育委員会 管理部 施設課長 | 安藤 明宏 |
| | | | 教育委員会 学校教育部 学務課長 | 野木 英表 |
| | | | 教育委員会 学校教育部 指導課長 | 茂木 義久 |
| | | | 教育委員会 学校教育部 保健体育課長 | 高橋 和宏 |
| | | | 教育委員会 総合教育センター 所長 | 仲臺 和浩 |
| | | | 教育委員会 総合教育センター 教育支援室長 | 藤原 裕子 |

令和4年度の統合準備会の検討事項について

統合準備会は、統合までの間(令和3・4年度)に金杉台中学校に入学する生徒に係る諸課題について、検討・調整を行い、スムーズな統合を目指すことを目的としています。統合時に金杉台中学校から御滝中学校へ移る生徒がいないため、統合準備会としては、統合に向けた準備を中心に検討・調整を行います。

1. 統合に向けた準備

(1) 文書・備品等の引継

金杉台中学校が統合することに伴い、生徒に関する記録など、必要な文書等を統合先である御滝中学校へ引き継ぎます。

原則、年度内に引継を完了させますが、備品等で移設に予算が必要なものは、統合後の令和5年4月以降に行う予定です。

今後の進め方について、文書や備品等の引継、処分、移管の分類、作業計画の作成、作業実施の調整など、大まかに「文書・備品等の引継作業スケジュール(案)」をまとめました。

学校の教職員、PTAの皆様のご協力をいただき、取り組みます。

2. その他報告

(1) 統合後の金杉台中学校の運動施設の活用

統合後の金杉台中学校の施設活用に向け、学校から離れた場所での部活動の実施の試行として、昨年度から御滝中学校の剣道部が金杉台中学校の武道室を使用し活動しています。統合後の跡地活用方法によっては、実現できない場合もありますが、引き続き課題等の把握を進めます。

(2) 通学区域の変更

令和4年第1回市議会定例会で中学校設置条例の改正議案が可決されました。現在、通学区域の変更についての事務を進めており、今後、教育委員会会議で船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則が改正されましたら、「統合準備会たより」を活用して関係する小学校の児童・保護者へお知らせします。

(3) 御滝中学校の環境整備

御滝中学校のコンピュータ室として使用している部屋を多目的に活用できるよう、必要な整備を進めています。

文書・備品等の引継作業スケジュール(案)

| 時期 | 令和4年7～9月 | 10～12月 | 令和5年1～3月 |
|--------------|---|------------------------------|---|
| 大まかな作業内容 | ●文書や備品等の引継、 処分、移管の分類 | ●作業計画の作成 ※第8回統合準備 会で調整 | ●作業実施の調整 ※第9回統合準備会で調整 ●移設・受入作業実施 ※移設作業は卒業式以後、 令和5年3月31日まで |
| 金杉台中学校 | ●引継文書等の分類・確認 | (不用品の処分) | (不用品の処分) ●引継文書等の移設作業 |
| 御滝中学校 | ●保管場所の確保 (受入希望の確認) | | ●引継文書等の受入作業 |
| 金杉台小学校 | (受入希望の確認) | | (受入作業) |
| 教育委員会 各所属 | ●引継文書等の確認 ●金杉台中学校の備品等の活 用先の検討 | ●作業計画の作成 | ●作業実施の調整 ●引継文書等の移設作業 |

※職員による移設作業が困難なもの(大型の書庫など)は、夏までに対象リストをまとめ、教育委員会から予算
要求が必要。

【表】統合方針に基づく統合までのスケジュール

※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策により変更することがあります

| | 令和4年度(2022) | | | | | | | | | | | | 令和5年度(2023) | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|---|---|-------------------------------|---|---|------|----|----|-------------------------------|---|---|-------------|---|---|---------------------|---|---|------|----|----|-----|---|---|--|--|--|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | | |
| | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | | | |
| 学校行事 金杉台中 御滝中 金杉台小 | ●始業式・入学式 | | | | | | ●夏休み | | | | | | ●冬休み | | | 3/10卒業式・閉校式 | | | 閉校準備 | | | ●統合 | | | | | |
| 統合準備会 | | | | ●第7回統合準備会 引継(物品) ○たより発行 | | | | | | ●第8回統合準備会 引継(物品) ○たより発行 | | | | | | ●第9回統合準備会 ○たより発行 | | | | | | | | | | | |
| 学校 | <p>学校やPTAの文書や備品等で、統合時に金杉台中学校から御滝中学校に移すものを整理し、移設作業を行います ※金杉台中学校から他校へ保管転換できるものがあれば随時対応</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童生徒・保護者 | <p>統合準備会たよりなどにより、統合に向けた準備状況をお知らせします</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会 | <p>関係部署間の連携と統合準備会の運営により諸課題を整理し、統合に向けた進行管理を行います</p> <p>両校の協力を得ながら、金杉台中学校から御滝中学校に移すものを整理し、移設作業を行います 移設に予算が必要なものは予算要求の上、令和5年度に移します</p> <p>御滝中学校のコンピュータ室・準備室など必要な施設整備を進めます</p> <p>通学区域に関する規則など、関係する規則を改正します</p> <p>市長部局が主体となり、跡地活用の方向性を検討しています</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 進行管理 統合準備 | <p>備品移設(運搬困難なもの)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条例・規則の改正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 跡地活用 | <p>※以下については検討中 ●一時避難所 ●学校開放 ●部活動での使用</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |